

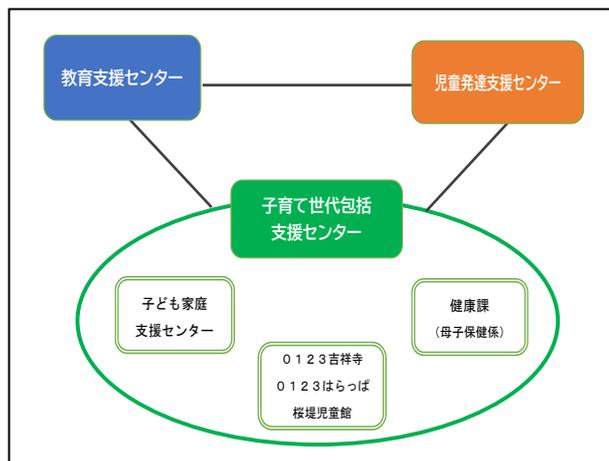
<資料 5>

令和3年2月16日
定例記者会見資料

子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制を整備します

本市では、子ども家庭支援センターの機能を強化し、健康課（母子保健係）、0123施設、桜堤児童館の連携による支援体制を整備し、新たに子育て世代包括支援センターと位置付けます。

また、子育て世代包括支援センターと児童発達支援センター、教育支援センターの3センターが中心となり、全ての子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく、適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携して包括的な支援を行います。



<機能連携の中心となる3センターのイメージ>

<子育て世代包括支援センターにおける相談支援体制>

子育て世代包括支援センターとして位置付けられる、子ども家庭支援センター、健康課（母子保健係）、0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館の5つの機関・施設は、それぞれ別の施設にありますが、機能や情報の連携によって、それぞれがセンターの役割を果たします。

5つの機関・施設では、子ども・子育てに関するどのような相談も同じように受け止め、必要に応じて適切な支援につながります。

<新体制により強化される部分>

(1) 支援情報の共有による円滑な支援連携の強化

母子保健相談業務システムを新たに構築し、健康課における支援情報を必要に応じて子ども家庭支援センターでも共有することにより、妊娠期から18歳まで支援情報の円滑な引継ぎを実施します。

(2) 地域の相談支援機能の強化

0123吉祥寺、0123はらっぱに加え、桜堤児童館にも新たに、地域のひろばから適切な子育て支援につなぐ専門員（子育て支援サポーター）を配置します。市内3駅圏の身近な子育てひろばで気軽に相談ができるよう、地域の相談支援機能を強化します。